

違反屋外広告物除却協力員の手引き

市民参加による きれいな街を目指して

大和市では、屋外広告物法の規定に基づき、大和市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱（平成20年4月1日施行。以下、この手引きにおいて「要綱」という。）を定め、大和市屋外広告物条例に違反するはり紙、はり札及び立看板の除却を行う協力員の登録制度を設けました。

この手引きは、その運用について協力員の理解を深め、本市における良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として活用するものです。

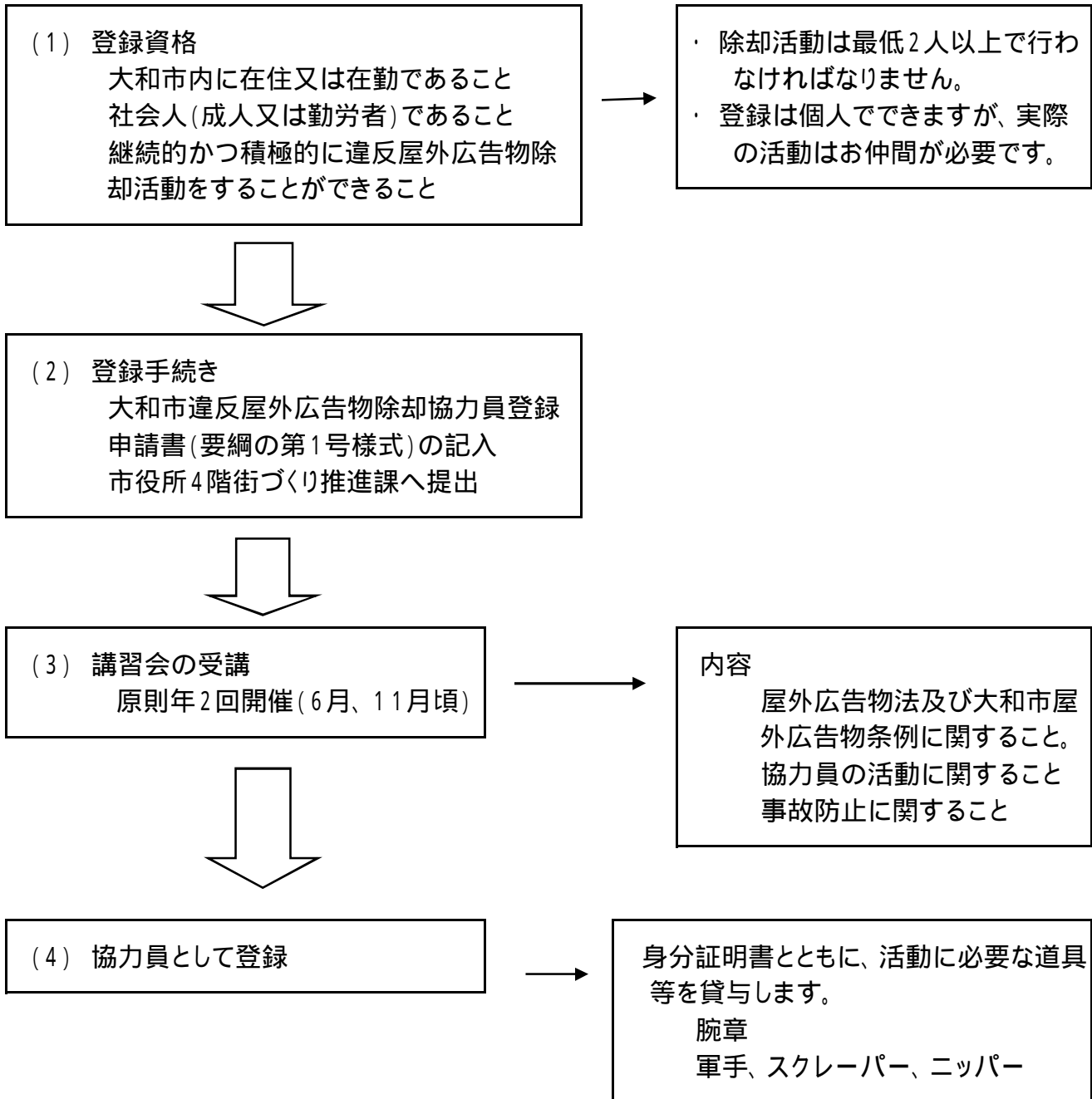
大和市 街づくり計画部 街づくり推進課

平成21年4月

大和市違反屋外広告物除却協力員の手引き

1 除却協力員となる手続き

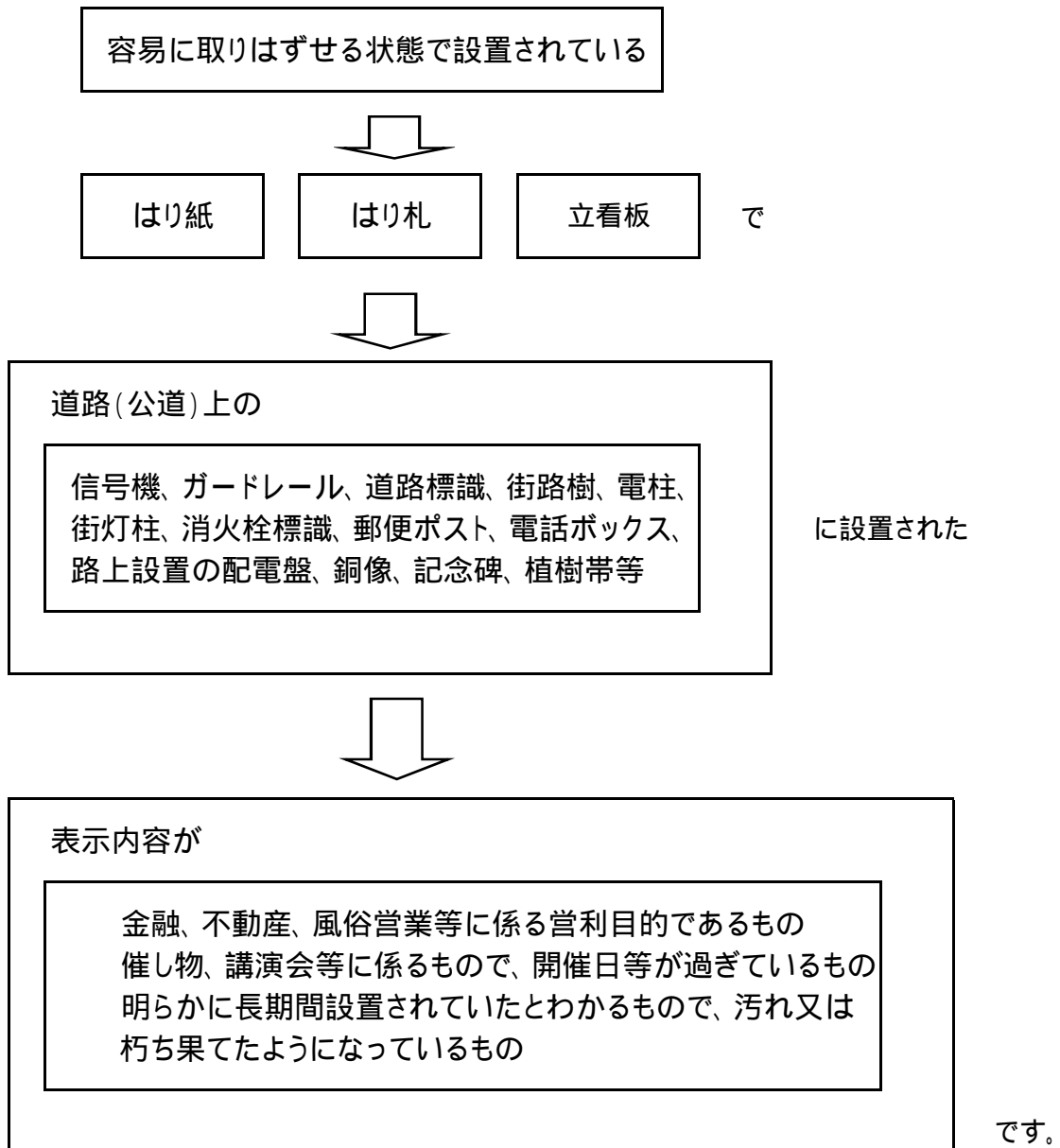
除却活動をしようとする場合は、市に登録しなければなりません。
登録資格及び除却活動までの流れは次のとおりとなります。



期間は、登録の日から翌年度の3月31日までです。
継続する場合は、市に要請して再登録を受けます。

2 除却対象について

(1) 協力員が除却できる広告物は、

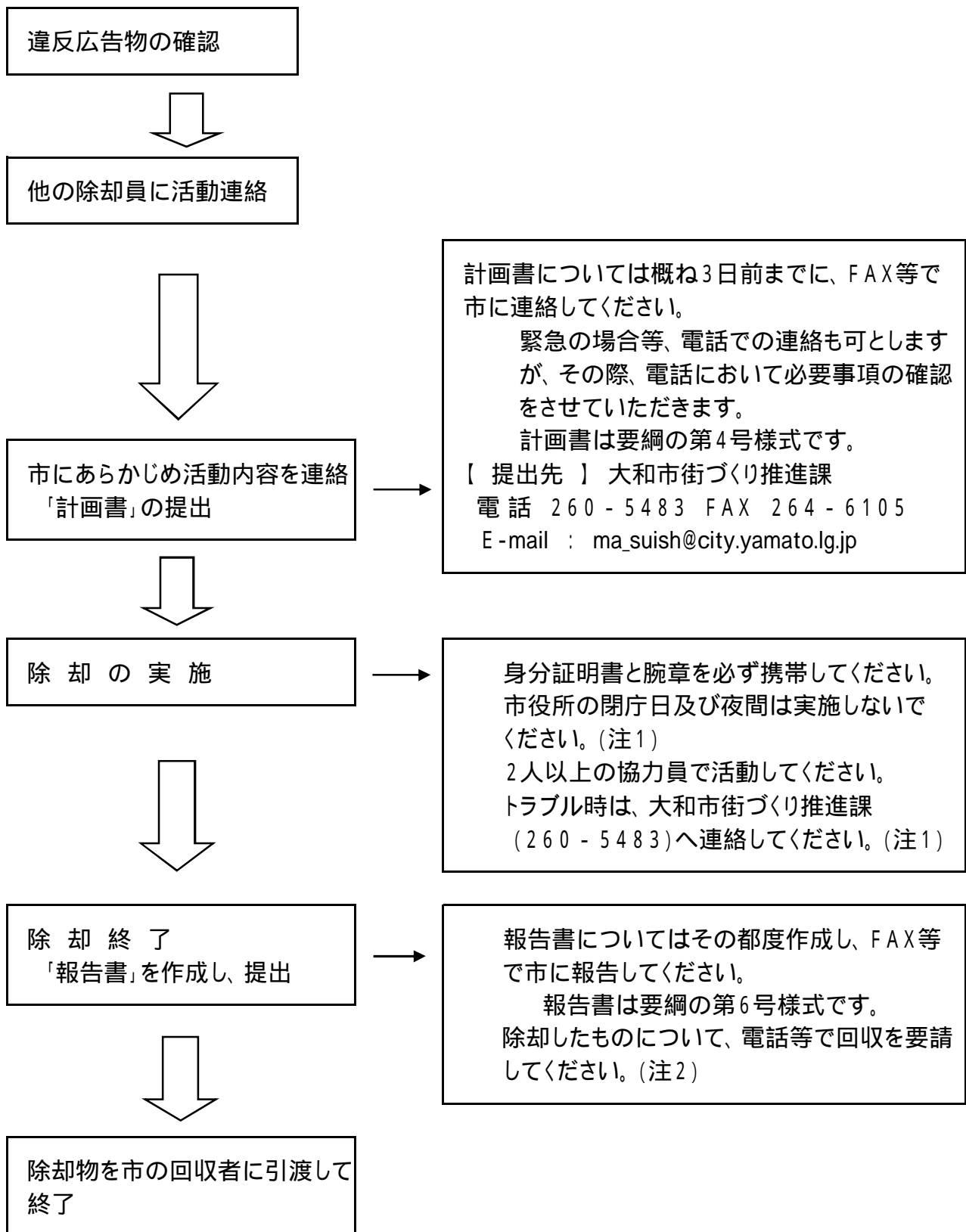


(2) 除却できない広告物

国及び地方公共団体の広報資料等
寺社、教会等の礼式、冠婚葬祭のためのもの
地方の年中行事のためのもの
選挙運動のためのはり札、ポスター等
政治団体、労働組合等の営利を目的としないもの
公共団体、公益法人等が表示し、公益上必要と認められるもの
鉄、アルミ、プリキ製のもの

判断に迷うものは、その場で除却しないでください。

3 除却活動の流れ



(注1) 市役所の閉庁日は、土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日～1月3日です。

市役所閉庁日の連絡先は、263 - 1111(代表)になります。

(注2) 日程を調整させていただき、市の職員が回収に伺います。